

介護漂流社会

星槎大学共生科学部
教授 山口 道宏

私の本来の専門は老人福祉です。このテーマはややもすると暗く沈みがちになりますが、そうではなくどうすればよいのか、といった視点からお話しを進めて行きたいと思えます。

昭和20年代の初めまでは我が国は人生50年でした。戦後70年が経過した今日急にこの年齢が上がりました。医療の進歩が有り、技術の進歩、摂取栄養の改善もあります。そうした要因によりとうとう人生90歳に至ろうとしています。これは大変慶賀すべき事です。古くから人類が祈願した事ようやくここに到ったのです。昔であれば楊貴妃や豊臣秀吉が秘薬を求めていた訳ですが、人生90年が当たり前になって来ました。

1. 長寿化の問題

私の年老いた母は今年97歳になりますが、大変なスーパー御婆ちゃんて歩行器を使って友達二人と食べ歩きをする位の人でしたが、その後ある日転んで寝込むように成り3年前ですが施設に入りました。その後血尿が出るという知らせがありガンではないかと心配しましたが、治まったとの事でホットしております。

この母が94歳の時心臓にペースメーカーを入れたのですが、この手術が簡単なものにはビックリしました。母を伴って紹介された病院に行き担当医と話をしたところ「明日手術をしましょう」と、いとも簡単に言われました。「先日私は104歳の方の手術もしました。心配はいりません」と言います。

とは言え母は高齢ですから満一の事もありますので、家に帰って母と話し合った所、「私は十分生きしたのでもういいよ、」と申します。そこで再び病院を訪れたところ「山口さん、何時までもたもたしてるんですか、早く手術しなさい！」と医師に言われ手術を決心しました。

手術当日、満一の事を考え身内と一緒に手術室に向かう母に手を振って見送りました。所が一時間後手術室から出て来た母はニコニコしているのです。それから病室に向かい4人の相部屋に入りました。そこで母と少し話をしていると「お昼ご飯ですよー」と言って昼食が運ばれてきました。せいぜい御粥位かと思いましたがそれが何と「メンチカツ定食」です。母は朝食抜きでしたからお腹がすいた、と言って美味しそうに食べる姿を見て私は日本の医療の進歩にビックリしました。

それから3年が経過し、術後の経過を見る為病院を訪れましたが「山口さん、後10年は持ちますよ。」と言われました。ペースメーカーの電池が10年持つからと云う事の様で、母に話したところ「そこまで生きるのは大変だなー」と言って笑っていました。

この事は人類が長く希求してきた慶賀すべき事なのです。しかしながらここで想定外の事が起こってきました。それは何か、「**介護、認知**」等の問題です。誰も老いれば介護を求めなければならないのですが人生50年の時代には無かった事なのです。

今、幼稚園児の送迎バスよりデエイケアのバスの方が多いと云う事実が有ります。これは少子高齢化を反映した現象でもあります。逆に言えば介護の在る暮らしが当たり前の時代の到来でもあるのです。それに対してどうするのか、一方で介護の悲劇が起こったり、共倒れであったり或いは介護の疲れから親の首を絞めてしまったりした話が度々伝えられます。こうならない為に「どうするか、」この事を本日のメインのテーマにしたいと思えます。

眼は白内障、緑内障になり腰は痛くなる、自殺したくなる、これは当たり前なのです。65歳以上の有病率は50%です。子育てが終われば介護が始まる、この介護を担うのは主に女性、嫁でした。しかしこれからの時代はそれでは対応出来ません。

2. 2000年から始まった介護保険制度

これからは家族ではなく社会で見る、介護の社会化を理念として保険制度が創られました。税金か

保険かを選択では保険制度を選んだのです。これら施策の創設に国が動いたのが2000年(平成12年)でした。しかしこの制度が出来て17年が経過しましたが、使い勝手はあまり良くありません。

3. 介護保険制度のもとで起きる種々の不都合

1) 名古屋で発生した鉄道事故裁判の例

「介護漂流」とは、大海を漂う小舟の如く介護保険制度の現状は右往左往している、との思いから私が表現したものです。上記鉄道事故の裁判は昨年3月最高裁判所で判決が結審されました。

この事故は認知症を患う91歳の御爺ちゃんが鉄道線路内に降り、走行してきた電車に跳ねられ即死した事故です。この方のご家族は御爺ちゃんの介護に懸命に取り組んでおられた立派なご家族でした。しかし介護の目のわずかな隙に外に出て徘徊に及び、電車に跳ねられ即死した痛ましい事故でした。

所がご遺族になられた家族に対して、鉄道事業者であるJR東海は損害賠償請求の訴訟を起こしたのです。理由はこの事故により電車が2時間遅延した事による損害賠償請求でした。類似の事故が頻発していた事も有りました。

[事故発生の状況]

認知症の方の徘徊は目的が無く歩いている訳ではないのです。昔ここに行ったとか、子供が通っていた学校がここに在ったとか、私が通勤時に行っていた駅とか、徘徊は全く無目的で動いている訳ではありません。当然目的があります。

2007年今から10年前の事です。夕方4時半毎日の様にデイケアのワゴン車が家の前に止まりました。降りてきたのはこのお宅の91歳の男性で認知症が有るようです。連れて来た介護士が家の中に導いてくれました。迎えたのは御爺ちゃんの妻85歳、長男の嫁、です。これは何時もの事です。デイケアに通いそして帰ってくる。ホットした穏やかな時間、ミカンを食べお茶を飲みました。何やら話をしていました。ふっと思い立ってお嫁さんがその場を離れました。理由は御爺ちゃんがデイケアに行く前に粗相をしたので、その後始末をする為でした。その間御爺ちゃんと御婆ちゃんはお茶を飲みながら僅かな時間、窓越しに戸外の景色を見やっていたのです。お嫁さんが後始末を終えてその場に戻ってきました。すると二人の姿が在りません。僅かな時間です。すると裏側の出口の方に御婆ちゃんが立っています。「御婆ちゃんどうしたの、御爺ちゃんは何？」「居ないの」。前にも同じことが有ったそうです。その時には暫くしてちゃんと戻って来ました。ですから最初の内は疑問に思わなかったそうです。心配もしなかったようですお嫁さんも。でもオカシイなと嫌な予感がしてアチコチ探しますが見つかりません。

それから3時間後の午後5時30分、駅でこんな事故があったのです。名古屋駅のホームの隅から線路に降りて線路上を歩いていたお年寄りが走ってきた快速にはねられ即死という事故が有ったのです。この事を知って背筋が寒くなった事でしょう、多分。即死した人は家の御爺ちゃんでした。御婆ちゃんが僅かの間、ほんの数分ウトウトしていた間に外に出たようです。公判記録にはそう書いてありました。家族は遺族になってしまいました。

この嫁さんの夫、長男は横浜に住んでいます。御爺ちゃんはこんな状態、お母さんも要介護では厳しい、このまま二人だけ放ってはおけない！と相談の上お嫁さんが「私が行く」と云う事になったのです。その結果介護別居が5年間に及んだのです。無論長男も月に二度三度週末には来られて一生県命介護をしていたそんな状況でした。

(1) 一審名古屋地裁判決

「JR東海は電車が2時間遅延した損害賠償を支払え。」という訴訟に対する一審の判決はどうなったか。JRの訴状では介護が必要な85歳の妻とその子供4人全員を訴えた。管理監督不行き届きと云う理由です。一審名古屋地裁の判決は「長男とその妻に監督責任がある。他の子供達に責任があるとは言い切れないとし、長男と御爺ちゃんの妻に700万円の損害賠償支払い命令」を出した。何故長男なのかという点については「介護に関する家族会議をコーディネートした事で責任がある。」とし、支払命令は御爺ちゃんの妻、及びその子長男に命じられました。遺族が負けたのです。当然支払義務が有

るとしました。これが一審判決ですが当然遺族は上告しました。

(2) 二審名古屋高裁に於ける審理

〔長男の妻が述べた陳述書〕

義父が亡くなった日の事、長男嫁。平成19年12月7日義父は何時ものように午後4時半ごろデエイケアーの送迎車で帰宅しました。帰宅後私と義父、義母の三人で事務所でミカンを食べてお茶を飲みました。私は事務所と自宅を出たり入ったりしていました。その後玄関先で義父が放置したダンボール箱を片付けていました。義父母は二人で事務所に居り、義父は新聞を読んだりTVを見たりしていました。義父はこの頃TVを見続ける事が出来なくなっていました。事務所のソファに座って外を歩きかう通行人を見たり、目をつむってウトウトしていました。このころ義父はデエイケアーから帰ると毎日の様に暫くの間目をつむってウトウトとしていたのです。特に変わった事も無いいつもの普通の夕方の一時を過ごしていました。所が夕方5時を少し過ぎたころだったと思います。私が段ボール箱の片付けを終えて事務所に戻ると義父母が居ませんでした。辺りを見ると義母は事務所の外に立っていて、義母に聞くと義父が居なくなっていた、と言うのです。どの様に義父が出て行ったのかは分かりません。私も一人で辺りを見回しましたが義父の姿は見あたりませんでした。義母は次の日義父の顔を見る事が出来ませんでした。真に残念だったと思います。義父に仕えるのは大変な苦勞がありました。確かにストレスが一杯でしたが、義父の人柄が分かっていたので続けて来られたと思います。

義父は私に対して怒った事も無く、小言を言う事も無く優しく接してくれました。有りがたい事でした。ヒゲ剃りを手伝うと「有難う」と言い、料理についても「美味しい、美味しい」と召し上がってくれました。以上が妻の陳述書です。

(3) 二審名古屋高裁判決

賠償責任は妻だけになり賠償金額も半分の359万円になりました。裁判とは随分安直だと感じます。妻の御婆ちゃんに関してはあくまで夫の扶養義務が発生していると、よって注意義務を怠った責任を免れる事は出来ないとしました。しかし遺族はこれでも納得しません。

(4) 東京高等裁判所に於ける結審判決

裁判は昨年3月最高裁判所へと移りました。争点は先ず御爺ちゃんの責任能力の有無ですが、判決では責任能力は無いという判決でした。次に長男には管理監督の責任は無いとしました。しかし妻(85歳の御婆ちゃん)には責任があると云う判決でした。

更にJR東海に対しては安全配慮義務が足りなかったと云う指摘をしました。これは意外でした。つまり事故に至らしめる事になった点については、JR東海はもっと予防すべき事が有ったのではないかと云う事を裁判長は言いました。よって損害賠償は却下されました。これは初めての事でした。

更に最高裁は判決に対する指標を示しました。それは「ケースバイケースで総合的に判断する」と云う事でした。今回は妻に監督責任ありと指摘しましたが、「介護状況、介護人の状況等勘案し必ずしも画一的な判決には成りえない」という事でした。

介護の現場は非常に厳しい状況の中で日々行われています。裁判所は厳しい介護の実態を理解した上でこうすべきであった等の所見を述べるべきではなかったのかと思います。

「もっとサービスを使えば良かった等」と言っていますが、FULLに活用した上で家族で介護をしているのです。又85歳の要介護である妻に見張り監督責任を求める事が適切であるか、にも疑問が残る判決と言わざるを得ません。家族の介護は既存の制度ではまずいのでこうすべきだ等、何も述べていません。

では家族が居ない一人の場合はどうするのか？現在日本の世帯数は約5,000万と言われていますが、その半分は二人又は一人世帯です。その大方が若い人と年寄りです。皆さんの周りもどんどん小さな世帯に成っているはずで、その他の世帯で住んでいる方はかなり減ってきています。東京の平均世帯人数は二人を割ったと言われていています。この事は介護を家族に依存する等は具体性に欠けると言わざるを得ません。今回の最高裁判決にはこの点について何ら言及していません。家族の介護負担軽減

にはどのような施策を採ればよいのか、対策について何か一言欲しかったのですが有りませんでした。以後類似ケースが発生すれば又繰り返す事になるでしょう。

遺族の息子さんの証言によれば野辺送りに際して JR からは誰も来ませんでした、と述べています。つまり遺族側の認識としては、『自己責任、自助努力が足りないのがこうなったのではない。家族も越えられない様な現象なのであり、これは社会的に、公的に補償しなければならない時代が到来している。』という事です。

この判決が出ると生命保険会社は自動車保険のように、認知症を抱える介護家族を対象とした新たな保険を作り出しています。しかしそうすると保険があれば家族介護のリスクから逃避する様になるのではないかと懸念します。家族にまで介護を委ねていいのだろうか？という問題が先送りされたのだと云う事を認識して欲しいのです。

2) 埼玉県川越市で起きた鉄道事故の例 2012年3月6日夕方に起きた事故、

埼玉県川越市、東武東上線川越駅そばの踏切で起きた死亡事故のケースです。この方は一年前に認知症と診断され、徘徊はしますが大声もなく排泄も大丈夫でした。要介護2で介護は住み慣れた自宅を希望していて年金暮らしでしたが東武鉄道会社とは和解しました。

認知症の人とその家族の会は以下の様に主張しています。「家族も鉄道会社も100%事故は防げない。よって公的な補償が必要なのです。」

年間1万人もの認知症行方不明者がおります。鉄道死亡事故もここ10年に200~300件起きています。そうなった時にこれを介護家族の問題と片付ける事は出来ないだろうと思います。何か公的な補償を用意する必要があるのではないかと。具体的にこれだと示唆している訳ではなのですが保障制度を作る必要があるのではないかと、という事を家族の会が主張しています。

4. 高齢者介護の実態、周辺事情

○認知症事故と支えきれない家族 ○入院待機、その間止むを得ず自宅待機、○介護離職、共倒れ、

人が老いを迎えて社会的に孤立した時、誰もが介護難民や孤独死になるしか道は残らないのか。介護の社会化という掛け声がほとんど空々しい。介護保険のスタート時は家族ではなく社会で見るという理念は良かったのです。しかし実態は家族の補完が多大な物があって結果的にこんな形になってしまう。では介護の社会化とは何であったのか、介護保険制度を使って皆でこれからはやっけて行こうと言ったあの掛け声は何処に行ったのか。

- 親の介護でとうとう長年勤めた会社を辞めました。
- ショートステイの繰り返しとデイケアでと言われてもネー。
- 特別養護老人ホームの入居待機も早三年、家での介護もいよいよ限界です。
- 家族と言っても家は老老介護、夫が先か私が先か
- お金がかかる在宅だって、利用料の自己負担1割はきつい。年金暮らしだから。
- 有料老人ホームは夢の又夢、地域でと言いますが貴方いきなりご近所に「助けてー」と言えますか。
- 仕事は働きたいが結婚出来ないこの給料では。

これが高齢者介護の実態、周辺事情とご理解頂きたい。親の介護離職は年間10万人です。在宅介護のサービスは時間刻みです。24時間見てもらう事は出来ません。家族の負担は有ります。介護通勤や一時的移住で対応しても最後は介護離職せざるを得なくなります。それが深刻です。「老老介護」これは年寄り同士と一般的に理解しますが、80歳と50歳という親子老々介護も有るのです。仕事を辞め同居してお母さんの面倒を見る。お母さんの年金が有るのでそこは何とか暮らしていけます。

しかし息子が65歳になった時、自分は無年金になってしまいます。60歳では再就職は出来ません。これは矢張り社会的支援が必要になるのです。

●ショートステイとは一週間位の滞在です。通所介護とも言いますがこれには限界が有ります。

デイケアは日帰りです。

● **特別養護老人ホーム** 特別養護老人ホームは公的なものになりますが比較的金も安くて、昔から在って社会福祉法人などが多いのですが「特養」と呼ばれています。これもスーッと入居は出来ません。そこで在宅で待機という事になります。それも3年、5年待つ事が相当有って、その間人は死んでしまいます。しかも要介護3でないと入れません。

● **老人世帯には三つの形があります**

(1) 単身、所謂独居老人 (2) 老夫婦 (3) 老人プラス老いた未婚の子、これが増えています。

5. 介護保険の仕組み、アウトライン (2000年施行)

40歳以上で保険料を徴収されます。最初は3,000円位でしたが今は5,000円位です。使わなければそれで終わりです。65歳以上になると介護サービスを利用する側になります。我が国の福祉は全て申請主義です。申請しなければ何もサービスは受けられません。孤独死寸前でも自分が助けてと言わなければ何もしてもらえません。年金も自分で申請しなければ払ってもらえません。

1) 介護保険の実像

「帰りたいが自宅に帰れない」、「施設に入りたいが入れない、」と云う実態が有ります。

[在宅介護]には二面性があります。自宅は長年住み慣れた所、家族に囲まれて自宅で過ごす方が良い。又在宅介護に必要な自宅の改修費用の補助等も受ける事が出来ます。

一方在宅で閉じこもってしまうケースが見られます。引きこもり閉じこもりは子供の世界だけではなくてお年寄りにもあるのです。

[社会からの孤立]

孤立は孤独と異なり社会的な孤立を意味し、全く社会性が無くなる状態です。

[孤独死]

亡くなる方が年間32,000人居ます。自殺者も30,000人です。無縁社会等と言われますが縁とは、①原点である血の繋がり ②地縁 ③会社の社縁ですがこれら三つ共関係性が希薄になった現代社会を無縁社会と言っています。歳をとると親、兄弟、血縁縁者は亡くなり、介護する人が居ない、身元引受人が無い、一人アパート暮らしをしている様な状況、誰とも関係が無く孤立している、誰にも看取られずに死んでいた。気が付いたら白骨と云う話があります。

[福祉と死生観]

ここに至るまでに何故「助けて！」と言わなかったのか言えなかったのか。迷惑を掛けたくないと思って萎縮したり、世間体を考えたり遠慮したりして言わなかったのではないのでしょうか。でも言った方が良かったのです。日本は申請主義ですから。助けて！と言えばいいのです。

こんな状況で死んでいた云々は関係なく、福祉は個人の死生観の問題ではないのです。本来であれば福祉サービスが辿り着いて見なければいけなかったのに、その人が求めなかった為結果的に福祉サービスが行き届かなかった。よって孤立していて気が付いたら白骨化、と云う事です。

これに対して自分で決めたのだからそれでいいよと言う人も居るかもしれませんが。それは死生観の問題です。或いは「おれが死んだらどこそこの海へ散骨して、樹木葬でもいい」とかそんな話ではないのです。助けてくれと言えばいいのです。迷惑をかけたたくないと言う前に迷惑かけたらいい。

[介護離職]

年間10万人、年金が無くなる、負の連鎖です。介護を一生懸命にやる、それ自体は美談ですがしかし結果として介護する側が、介護を受ける人が亡くなった時にお金が無い状態になってしまう。

[地域包括支援センター] 中学校のある中学区域に在ります。以前は在宅支援センターとも言っていました。全国に4~5千位在ります。何でも相談出来る場所ですから是非知っておいて下さい。

[保養地型特養] 杉並区にあります。都心では用地が無くて施設が作れません。そこで伊豆の自治体と提携して保養地型特養を作りました。確かに環境が良く温泉も有り魚も美味しい、しかし本人にしてみれば生活環境が変わりまるで島流しのようです。

[サービス型高齢者住宅 (サ高住)]

最近かなり作られていて皆さんも目にしているのではないのでしょうか。元気な老人を受け入れるケアハウスです。これは国土交通省の主管で進められていますので、助成金が有って一部屋に百万円の補助が支払われています。その為急速に増えている様です。しかしこのサービスは元気なうちはいいのですが、元気でなくなると出なければいけない。介護スタッフが居ないので介護が必要になれば他の施設に移るのです。タイアップしている介護施設に移るのでチョイスはありません。

[お泊りデイ]

デイケアの延長で宿泊が可能なサービスです。

6. 介護の社会化と在宅介護

終の棲家がいい、そして具合が悪くなったらそのエリアで介護サービスが受けられる。この形態が一番いいに決まっています。理想的な介護形態です。しかし行政は今お金が無いので、保養地型であったりします。待機児童問題は早く何とかしなければならない喫緊の課題ですからお金をかけますが、年寄りの枯れ木には水をやりません。

[在宅介護の矜持]

江戸川区の区長で永松さんという方がおられました。この方はこんな風に言っておられます。

『雨が降っても、長靴を履かなくてもいい街づくり』江戸川で生活し暮らしている人は江戸川で老後を過ごしてもらいたい。江戸川区辺りは水が出ると冠水する土地です。この理念から全国に先駆けて認知症対策を実施し、江戸川区で生活し暮らしている人は江戸川区で老後は過ごしてもらいたい。在宅主義とはそういう理念です。ですから必要な施設、必要な医療機関が当然用意されています。字句の他に外の方に持って行くという事は本末転倒です本来は。おかしい話です。何で杉並区住民なのに南伊豆町の住民にならなければならないのか。当時杉並では2,000人待機の状態でした。又当時利用可能な施設の収容人員は僅か100人でした。内50人は南伊豆町の方が入居する。詰まり杉並区住民は50人だけです。しかしその気になれば空き家、廃校の校舎など利用可能な施設は可也有ります。厚労省、文科省が乗り入れればいいのです。明き教室が沢山あります。それらを有効利用すべきです。小学校は子供が減り空き教室が沢山あります。何故それを高齢者用の施設として転用しないのか、。

1) 介護保険の仕組み、アウトライン (2000年施行)

40歳以上で保険料を徴収されます。最初は3,000円位でしたが今は5,000円位です。使わなければそれで終わりです。65歳以上になると介護サービスを利用する側になります。我が国の福祉は全て申請主義です。申請しなければ何もサービスは受けられません。孤独死寸前でも自分が助けてと言わなければ何もしてもらえません。年金も自分で申請しなければ払ってもらえません。

a) 介護申請と介護認定

最初に介護申請をします、介護サービスを受けるには申請をしなければなりません。すると介護度認定の為に認定員が来訪します。更に掛かり付け医師の意見書が付されて最終認定結果が本人に通知されます。認定には1～5の5段階があります。これにより種々のサービスが受けられます。例えば介護度5であれば殆ど寝たきりですが月間35万円程度の介護サービスが受けられます。サービス費用の自己負担は1割です。更に在宅支援サービスを付加する事が可能ですが、これは介護保険サービスの外で各自治体が独自に行っているものですが、調べておく必要があります。これ等を上手に使う事が大事です。

b) 介護認定の再申請

介護認定が納得できない場合、最申請により医師の再評価が行われ認定度を上げることができます。これにより利用できるサービスの限度額が増えます。(例、パーキンソン病を発症した場合等)

c) 介護保険の適用

* 認知症の一人暮らし、

認知症の介護認定は5とは限らない。頭は問題あっても足腰はしっかりしている場合があります。認知症=要介護ではない事を知っておくべきです。

*** 老々介護の場合** 二人の介護認定の合計でサービスを受けられます。

*** 老人保険施設（老險）**

在宅と病院との間にある中間施設、特別養護老人ホームに入れず老險に暫く居てその間に手続きや申請をする。在宅（家）と国と病院の間に在る医療関連施設で、長くは居られず約3か月位です。しかし実態は特別養護老人ホーム化しています。

*** 介護保険の中の住宅改造資金の活用**

家の中に手すりを付ける。シャワー椅子の整備等が出来ます。海外旅行の付添等も出来る様です。

*** 自立と気丈**

年老いて出来なくなって助けを求める、これが自立です。老いて出来なくなった事を無理をしてやった結果転倒骨折、これは気丈のあまりです。

*** 終の住処は**

現役時代に長く住んだ所がいい。70歳80歳で新たな人間関係を作るのは難しい。

*** 貧困と老後**

生活費削減で最初に切るのが冠婚葬祭等の交際費ですが、これは無縁化のリスクがあります。

介護する側、される側何れも先送りが良い。その為にはどうするか、介護のある生活はごく当たり前の事、だから孤立してはいけない。孤立させない。それで専門職に繋がる。医療機関に繋がる、介護サービスに繋がる、

生活保護を受けている人の方が繋がっているという話があります。ケースワーカーが来てくれます。この方は生活指導員です。生活保護世帯については十分承知していますしニーズもしっかり掴んでいます。生活保護を申請しなければスッポリ抜けます。申請が無い孤立状態になってしまいます。人と繋がる事が如何に大事か。遠慮、萎縮、気兼ね、世間体などするな、介護保険を積極的に使えばいいのです。足りなければ要求してもいいのです。

d) 九州大牟田市の例

九州福岡県大牟田市は認知症でも安心な街のキャッチフレーズで有名な所です。元々炭鉱の街でした。ここが今福祉の世界で脚光を浴びています。認知症でも安心安全な街です。町々の角には旗が立っています。認知症の方を見つけた時どうやって声掛けしようか最初戸惑います。しかしその地域地域で訓練をしています。更にバスの運転手、商店主、道を歩いている方、皆さん慣れていきます。見かけたらすかさず声掛けが始まる。更に中学生も凄いです。ちゃんとそう言った場での言い方、声掛けが訓練されています。又市長は言っています。 私達の市では徘徊と言う言葉は使うことを止めました。認知症の方は目的無しに歩いているのではありません。ちゃんと目的を持って歩いているのです。

e) 町田市の例

町田市の団地に住む60代の男性で子供二人と奥さんの四人暮らしです。出身は九州で実家に母親が一人で住んでいます。介護帰省で時折九州に行っていました。ある時近所の方から電話が入って「火でも出たら怖いから何とかしてくれ。危なくて見てもらえない」とのこと。そこで家族会議を開いて御婆ちゃんを町田に受け入れる事にしました。しかし御婆ちゃんは納得しません。何度も何度も説得して漸く納得し町田に転居し、息子さんと同居する事になりました。息子さんは現役です。奥さんも働いていますので御婆ちゃんの昼食を用意してから出勤します。という事で一人、日中独居です。団地にはエレベーターがありません。見知った人もありません。五階から見えるのは空と飛びかう小鳥だけ、友達はTVだけ。御婆ちゃんは鬱になり程なくして亡くなりました。

f) 90歳の御爺ちゃん

90歳の御爺ちゃんのケースです。ご近所から通報が入りました。「息子さん何とかして、危なくて見てもらえません。」息子さんも幾度となく御爺ちゃんの所に行き「東京に来ないか」と何度も何度も説得しました。しかし納得せず「お前は自分の家族を面倒見なさい。私はちゃんとやっている。余計な心配はしなくていい。」と言い切りました。そして「今ある介護保険のサービスだろうが、市の支援サービスだろうとボランティアであろうとNPOだろうが、その全てを家の中に取り入れている。」「だからお前は自分の家族の面倒を見ればいい。」心配するな。余計な心配をせんでいい、と言い切っ

た。事実と机上は違います。サービスは使えばいい、注文すればいいのです。

2) [成年後見人制度]

後見人制度は家族が担うのであればそれでよいと思いますが、弁護士の方や司法書士等に依頼するのは非常にいいとは思いますがお金がかかります。その場合は社会福祉協議会等に行って相談される事をお勧めします。

山口 道宏 (やまぐちみちひろ) 先生のプロフィール

- 1952年3月11日 東京生
 - 星槎大学共生科学部 専任教授
専門 老人福祉 地域福祉 福祉文化 権利擁護 生命倫理
 - 横浜市福祉調整委員会委員 2014. 4～
 - 横浜市社会福祉法人審査会委員 2016. 4～
 - シニア総研 (シンクタンク) 代表
 - NPO 法人シニアテック研究所理事長
- その他

<主な著書>

- 老夫婦が独りになる時・・・三省堂 1991
- 東京で老いる・・・毎日新聞社 1994
- 大衆長寿社会の死に方・・・ミネルヴァ書房 1995
- 老いを戦略とする時・・・現代書館 1999
- 男性ヘルパーという仕事・・・現代書館 2006
- 申請主義の壁！・・・現代書館 2010
- 無縁介護・・・現代書館 2012
- 介護漂流・・・現代書館 2016